■Article■……

マイナンバー制度　～事業者における特定個人情報の適正な取扱いについて～

税理士　金井　恵美子

……

Ⅰ．はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、平成28年1月にその運用が開始する。

番号法は、個人番号の利用範囲を限定し、安全管理措置を義務付けるなどの厳格な保護措置を定めており、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、パブリックコメント[1]を経て、平成26年12月11日、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」[2]を公表した[3]。

本稿は、その概要について報告するものである。

Ⅱ．個人番号

個人番号は、市町村長により、住民票を有するすべての個人に付番され、通知カードにより通知される（番号法7①）。

個人番号は、市町村長からの求めに応じ、地方公共団体情報システム機構が生成する（番号法8①②）。地方公共団体情報システム機構は、

①他のいずれの個人番号とも異なり、
②住民票コードを変換して得られるものであり、
③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号
　を生成し、市町村長に通知する（番号法8②）。

Ⅲ．個人番号の利用

番号法により個人に付番された個人番号は、番号法が限定的に定めた事務の範囲の中から具体的な利用目的を特定した上で、利用することとなる。

1．個人番号利用事務

「個人番号利用事務」とは、主として、行政機関等（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいう（番号法 2⑩、9①②）。事業者においては、健康保険組合等の一部の事業者が法令に基づきこの事務を行う。

「個人番号利用事務」を処理する者及びその委託を受けた者を「個人番号利用事務実施者」という（番号法2⑫）。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

2. 個人番号関係事務実施者

事業者は、その規模にかかわらず、番号法の適用の対象となる[4]。

すべての事業者は、健康保険法等の法令により、他人の個人番号を記載した書面の提出等、他人の個人番号を必要な限度で利用して事務を行うこととなる（番号法 9③）。その事務を「個人番号関係事務」と、「個人番号関係事務」を行う事業者を「個人番号関係事務実施者」という（番号法 2⑪⑫）。

「個人番号関係事務」は、具体的には、事業者が従業員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長、日本年金機構等に提出する事務である（番号法 9③）。

その事務の委託を受けた税理士や社会保険労務士も、「個人番号関係事務実施者」となる（番号法 9③）。

また、委託者による許諾を要件として再委託ができるが、再委託先も「個人番号関係事務実施者」とみなされ、規制の対象となる（番号法 10）。

Ⅳ. 保護措置

番号法は、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。

1. 特定個人情報の利用制限

個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」といい、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを「特定個人情報ファイル」という（番号法 2⑤⑧⑨）。

（1）特定個人情報の利用制限

個人番号を利用することができる範囲は、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定され、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用することはできない（番号法 9）。

また、事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（番号法 29③、個人情報保護法 15①）。特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。したがって、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。

特定した利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（番号法 29③、個人情報保護法 15②、18③）。例えば、

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合は、利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、健康保険・厚生年金保険届出事務等に個人番号を利用することができる。

（2）特定個人情報ファイルの作成の制限

事業者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、法令に基づき行う従業員等の源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等に限られ、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない（番号法28）。したがって、例えば、従業員等の個人番号を利用して営業成績等を管理する特定個人情報ファイルを作成するといったことはできない。

2. 特定個人情報の安全管理措置等

番号法は、すべての事業者に対して、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとしている（番号法12）。

（1）安全管理措置

個人番号関係事務実施者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない（番号法12）。

そのため、個人番号を取り扱う事務の範囲、取り扱う特定個人情報等の範囲、事務に従事する事務取扱担当者を明確にしておかなければならない。

また、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要であり、取扱規程等を策定しなければならない。

中小規模事業者においても、次のような対応を行う必要がある。

・特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。
・情報漏えい等の事案の発生等に備えて従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。
・責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する、あるいは、機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずることが求められる。

（2）委託の取扱い

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

個人番号関係事務の委託者は、受託者において、特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない（番号法11）。具体的には、委託先において、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認して委託先を選定し、次の内容を定めた委託契約の締結する必要がある。

①秘密保持義務
②事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
③特定個人情報の目的外利用の禁止
④再委託における条件
⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
⑥委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
⑦従業者に対する監督・教育
⑧契約内容の遵守状況について報告を求める旨

これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性がある。

3. 特定個人情報の提供制限等

個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要がある場合に限って、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる（番号法14）。

（1）個人番号の提供の要求

個人番号関係事務実施者は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときに限って、個人番号の提供を求めることができる（番号法14、15）。

提供の要求は、個人番号関係事務が発生した時点で行うのが原則である。ただし、従業員等の場合は、源泉徴収事務等のために、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能であると解される。

（2）特定個人情報の提供制限

事業者が特定個人情報を提供できるのは、番号法に定められた社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限られる（番号法19）。

例えば、ある従業員等が甲から乙に出向又は転籍により異動し、乙が給与支払者（給与所得の源泉徴収票の提出義務者）になった場合には、甲・乙間で従業員等の個人番号を受け渡すことはできず、乙は改めて本人から個人番号の提供を受けなければならない。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（3）収集・保管の制限

事業者は、番号法に定められた社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務を処理する場合を除き、他人の個人番号、特定個人情報を収集又は保管してはならない（番号法20）。

例えば、事業者の中で、単に個人番号が記載された書類等を受け取り、支払調書作成事務に従事する者に受け渡す立場の者は、独自に個人番号を保管する必要がないため、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならない。

雇用契約等の継続的な契約関係にある場合には、従業員等から提供を受けた個人番号を給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。

また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあり、これらの書類等に記載された個人番号はその期間保管することとなるが､それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過したときには、個人番号をできるだけ速やかに、廃棄又は削除しなければならない。扶養控除等申告書は、所得税法施行規則第76条の3により7年間保存することとなっていることから､その期間を経過した場合には、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。そのため、特定個人情報を保存するシステムにおいては、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムを構築することが望ましい。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能である。

廃棄又は削除は、書類等の場合は焼却又は溶解等、電子媒体等の場合は専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。廃棄又は削除した場合には、責任ある立場の者が確認し、廃棄又は削除した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

ここでいう「他人」とは､「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり､子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者の特定個人情報は、番号法に限定されたものに該当しなくても、収集又は保管することができる。

Ⅴ．罰則

番号法には、次のような罰則が設けられている。

項番	行　　為	罰　則
①	個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

	特定個人情報ファイルを提供	又は併科（番号法67）
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（番号法68）
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上（番号法69）
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（番号法70）
⑤	国の機関の職員等が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（番号法71）
⑥	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上（番号法72）
⑦	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法73）
⑧	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法74）
⑨	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法75）

Ⅵ．法人番号

法人番号は、国税庁長官が指定し、通知する（番号法 58①）。
法人番号は官民を問わず様々な用途で利用することが可能であり、法人等の基本 3 情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供される。

以上

[1] 意見公募時の案の公示日は平成 26 年 10 月 10 日、意見・情報受付締切日は 11 月 9 日。
[2] http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/guideline/pdf/261211guideline2.pdf

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

[3] 金融機関が行う金融業務に関しては、「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」が公表されている。

[4] 個人情報保護法においては、同法の適用の対象者である個人情報取扱事業者の範囲について、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（同法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者としている。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。